

個人の事業税

■納める人

県内に事務所・事業所を設けて、次の事業を行っている個人に課される税金です。

●第1種事業（物品販売業など37業種）

物 品 販 売 業	保 険 業	金 銭 貸 付 業	物 品 貸 付 業
不 動 産 貸 付 業	製 造 業	電 気 供 給 業	土 石 採 取 業
電気通信事業(放送事業を含む。)	運 送 業	運 送 取 扱 業	船 舶 て い け い 場 業
倉 庫 業	駐 車 場 業	請 負 業	印 刷 業
出 版 業	写 真 業	席 貸 業	旅 館 業
料 理 店 業	飲 食 店 業	周 旋 業	代 理 業
仲 立 業	問 屋 業	両 替 業	公衆浴場業(温泉・むし風呂など)
演 劇 興 行 業	遊 技 場 業	遊 覧 所 業	商 品 取 引 業
不 動 産 売 買 業	広 告 業	興 信 所 業	案 内 業
冠 婚 葬 祭 業			

●第2種事業（畜産業など3業種）

畜 産 業	水 産 業	薪 炭 製 造 業
-------	-------	-----------

●第3種事業（医業など30業種）

医 業	歯 科 医 業	薬 剤 師 業	獣 医 業
あん摩・マッサージ・指圧・はり・きゅう・柔道整復その他の医業に類する事業	装 蹄 師 業	弁 護 士 業	司 法 書 士 業
	行 政 書 士 業	公 証 人 業	弁 理 士 業
	税 理 士 業	公 認 会 計 士 業	計 理 士 業
	社 会 保 険 労 務 士 業	コ ン サ ル タ ン ト 業	設 計 監 督 者 業
不 動 産 鑑 定 業	デ ザ イ ン 業	諸 芸 師 匠 業	理 容 業
美 容 業	ク リ ー ニ ン グ 業	公 衆 浴 場 業 (銭 湯)	歯 科 衛 生 士 業
歯 科 技 工 士 業	測 量 士 業	土 地 家 屋 調 査 士 業	海 事 代 理 士 業
印 刷 製 版 業			

■納める額

第1種事業 課税所得金額の…………… 5 %

第2種事業 課税所得金額の…………… 4 %

第3種事業 あん摩・マッサージ又は指圧・はり・きゅう・柔道整復その他の医業に

類する事業及び装蹄師業は、課税所得金額の…………… 3 %

上記以外の事業は、課税所得金額の…………… 5 %

税額の計算方法を算式で表わすと、次のようになります。

$$\left(\begin{array}{l} \text{事業所得又は} \\ \text{不動産所得の金額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{事業専従者} \\ \text{給与(控除)額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{青色申告特別} \\ \text{控除額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{損失の繰越等} \\ \text{の控除の金額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{事業主} \\ \text{控除額} \end{array} \right) \times \text{税率} = \text{税額}$$

【計算例】

- 業種 物品販売業（第1種事業 税率5%）
- 所得税における所得金額 700万円
- 事業専従者給与 150万円
- 青色申告特別控除額 65万円
- 事業期間 1月1日から10月20日まで
- 事業主控除 290万円（事業期間が1年未満の場合は月割額となります。）

$$\begin{array}{l} \text{事業主控除額} \quad 2,900,000 \times 10 \div 12 = 2,416,666 \div 2,417,000 \text{円} \\ \quad \quad \quad (7,000,000 - 1,500,000 + 650,000 - 2,417,000) \times 5\% \div 186,600 \text{円} \end{array}$$

■各種控除

1 事業専従者控除(給与)

生計を一にする15歳以上の親族で、専ら当該事業に従事する者がいる場合は、次の金額が必要経費とされます。

青色申告 青色事業専従者に支払われた適正な給与額

白色申告 事業専従者1人について次のいずれか低い方の金額

- 配偶者86万円(配偶者以外の者50万円)
- 事業専従者控除前の所得金額÷(事業専従者数+1)

2 損失の繰越控除(青色申告者)

事業による所得が損失(赤字)となったときは、翌年以降3年以内に生じた所得からその損失額を差し引くことができます。

3 被災事業用資産の損失の繰越控除

震災、風水害、火災などによって生じた事業用資産の損失の金額は、翌年以降3年間、繰越控除ができます。

4 事業用資産の譲渡損失控除及び譲渡損失の繰越控除

事業に使っていた機械、装置、車両などを譲渡したために生じた損失額についても事業による所得の計算上、控除することができます。なお、青色申告をした方は、翌年度以降3年間、繰越控除ができます。

5 事業主控除 年290万円(事業を行った期間が1年未満の場合は月額割となります。)

■申告と納税

1 申 告

(1) 申告期限は3月15日です。

(2) 所得税の確定申告書又は県・市町村民税の申告書を提出した場合には、個人の事業税の申告書を提出する必要はありません。

この場合には、所得税の確定申告書の「住民税・事業税に関する事項」欄、又は、県・市町村民税申告書の「事業税に関する事項」欄の該当事項は必ず記載してください。

(3) 年の中途に事業をやめた人は、やめた日から1か月以内(死亡により事業をやめたときはその相続人が4か月以内)に申告してください。

2 納 税

県地方局から送付される納税通知書(納付書)によって、8月と11月の2回に分けて納税します。ただし、税額が10,000円未満である人は、8月に一括して納めることになっています。

※個人事業税の納税については、口座振替がご利用いただけます。(詳細は41ページをご覧ください。)

※本県では障がい者雇用促進のための軽減措置を設けています。

障がい者が自立して暮らすことのできる社会づくりを推進するため、平成20年から令和10年までの各年の所得に対する個人事業税(平成21年度から令和11年度までの各年度の課税分)について、障がい者の雇用を拡大した事業主を対象に、一定の基準により税の軽減を行います。

軽減の内容は、税率を通常の1/2とするもので、障がい者の雇用拡大数1人当たり10万円が軽減の限度額となります。